

審査基準

評価項目		評価基準	配点
業務実施体制	業務実施体制	業務を確実に実施できる体制となっているか。	10
	事業者実績	国または地方公共団体において本業務または本業務と類似の業務実績があるか。(アンケート調査、印刷などの業務の一部のみの実績は評価の対象から除く。高萩市エリア一括協定運行事業調査業務については業務実施体制への参入のみの場合を含む。)	15
業務実施方針	理解度	本市の各種計画や本市の特性、仕様書等を十分に理解できているか。	10
	業務スケジュール	実現可能なスケジュールで、かつ具体的に示されているか。	10
企画提案	現況と課題の整理	本市の公共交通の現況について、現状分析など現況把握と課題の整理が適切に提案されているか。	20
	策定過程	計画策定や調査業務にあたり、具体的な提案がされているか。また、次の点に留意した具体的な提案がされているか。 ・松本市におけるエリア一括協定運行の制度設計・事業スキーム検討支援に関する実務的知見から検討がされているか。 ・地域公共交通に関する計画策定、制度設計、運行再編、財政設計、データ分析、運用支援等、総合的かつ実践的な業務遂行経験を基に検討がされているか。 ・AI オンデマンド交通の導入・運用・評価などに加えて、新たなモビリティ施策に関する知見や実務経験を活かした将来的な技術活用も見据えた再編・計画検討がされているか。	20
	庁内外との合意形成	・庁内及び交通事業者等との合意形成を図るための提案がされているか。 ・地域公共交通会議の開催支援について、提案者の役割が明確化されており、十分な内容であるか。	10
業務価格		本業務価格	5
合 計			100

※評価委員1名あたり100点満点とし、評価委員全員の評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、評価点の合計が最も高い者が複数いる場合には、見積り金額の安価なものを契約候補者として選定する。

※ただし、評価委員全員の評価点の合計が60%に満たない場合には失格とする。